基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①: 学部及びその学科の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

東北大学は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部及び農学部の 10 学部を有する総合大学である。各学部はその教育目的を実現するために必要な学科を設置している (大学現況票「教育研究組織等」参照)。

【分析結果とその根拠理由】

東北大学の教育目標・教育理念は、「指導的人材の養成」であり、学部教育における目的は、豊かな教養と人間性を持ち、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探求を行うような行動力のある人材、国際的視野に立ち多様な分野で専門性を発揮して指導的・中核的役割を果たす人材の養成である。

本学は人文科学、社会科学から自然科学にわたる幅広い分野の教育研究を展開する学部・学科の構成を有し、 各学部の掲げる教育研究目標はいずれも本学の基本理念に対応しており、全学が一体となって本学の学士課程 における教育研究の目的を達成する、適切な構成となっていると判断する。

観点2-1-②: 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

東北大学における教養教育は、「全学教育」と称され、実社会や高次の研究に生かせる専門的知識をもち、現代的で広い知見と豊かな人間性、国際性をもった学生を養成するという目的のもとに、専門教育及び大学院教育の基礎を形成するための基盤教育を実践し、基本的教養や知識、技能を養うことを使命としている。その授業は、全学の教員が協力して担当するという原則により実施されている(別添資料 2-1-2-1)。

全学教育は平成5年度に開始されたが、その後、2回にわたる大幅な見直しと細やかな改善を経て、現在の体系になっている(別添資料2-1-2-2)。

全学教育の計画・実施を扱う全学的な審議機関として、理事又は副学長を委員長とする学務審議会が置かれており、各研究科等の教務委員会委員長が同審議会の構成員となっている。また、学務審議会には、全学教育を実施する組織として、教務委員会、全学教育科目委員会、教育情報・評価改善委員会等が置かれている(資料 2-1-②-1)。平成 21 年度末には「東北大学全学教育科目に関する PDCA サイクル」を策定し、平成 22 年度以降、それに基づく年間業務スケジュールに沿って学務審議会内の各種委員会が毎年、課題の摘出と対応策の検討を行い、教育改善に努めている(別添資料 2-1-2-3)。

教養教育課程の編成は、学務審議会の教務委員会、全学教育科目委員会及び各学部・研究科等の教務委員会 が原案を作成し、学務審議会が審議・承認する。毎年の全学教育科目編成はPDCAサイクルによる年間業務スケ ジュールにより実施されている。5月に各学部が時間割編成要望を提出し、10月には「全学教育科目委員会委 員長と各学部・研究科教務委員会委員長との全学教育に関する意見交換会」を経て時間割が編成される。また、 この間、「学務審議会委員長会議」を定例で年2回開催、「全学教育学生モニタリング制度」による学生との懇談会も年1回開催して教育課程編成に関わる中長期的な課題を把握することに努めている(観点8-1-①、②参照)。

全学教育を改善するための組織としては、教育情報・評価改善委員会が全学教育の授業の改善・調整のための評価、検討を行っており、その成果は各種資料やFDの実施等により、授業担当教員にフィードバックされている。

また、平成26年4月に全学的教育・学習マネジメントの構築と高度教養教育の推進を目的として設置した高度教養教育・学生支援機構においては、学務審議会と連携して全学教育の調査・設計・調整、実施環境の整備、カリキュラムの開発と実施上の提案、授業担当教員の研修等を行い、全学教育の実施を補助・支援している。さらに、同機構に設置された教養教育院に総長特命教授及び教養教育特任教員を配置し、本学の教養教育の実施体制の強化及び質の向上を図っている(資料2-1-②-2、資料2-1-②-3)。

資料 2-1-(2)-1 学務審議会規程(抜粋)

第2条 学務審議会は、次に掲げる事項について審議する。

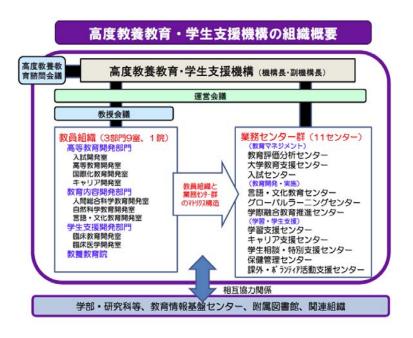
- 一 全学教育の科目の計画及び実施に関する事項
- 二 全学教育の科目の履修、試験及び単位に関する事項
- 三 学部専門教育及び大学院教育に関する事項
- 四 教育課程に関する事項
- 五 学位に関する事項
- 六 教職課程に関する事項
- 七 ファカルティ・デベロップメントに関する事項
- 八 学務情報システムの整備、管理及び運用に関する事項
- 九 その他教育に関する事項
- 第3条 学務審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 各研究科及び教育情報学教育部の教務に関する事項を所掌する委員会の委員長
- 三 各附置研究所の教授 各1人
- 四 東北アジア研究センターの教授 1人
- 五 高度教養教育・学生支援機構長
- 六 高度教養教育・学生支援機構副機構長
- 七 高度教養教育・学生支援機構の教授 若干人
- 八 教育情報基盤センター長
- 九 教育情報基盤センターの教授 若干人
- 十 その他学務審議会が必要と認めた者 若干人

第4条 学務審議会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員のうちから総長が指名する者を もって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。 第 10 条 学務審議会は、その所掌事項を調査審議させるため、次の表の左欄に掲げる委員会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を所掌させる。

委員会	所掌事項
教務委員会	全学教育、学部及び大学院の教務に関する事項
教育情報・評価改善委員会	全学教育、学部及び大学院における教育活動の情報収集及び教
	育改善に関する事項
全学教育科目委員会(以下「科目委員会」という。)	全学教育の科目等の計画及び実施に関する事項
教職課程委員会	教職課程に係る教育課程の編成、教職科目の開設、教育実習及
	び介護等の体験並びに免許状更新講習に関する事項
学務情報システム運営委員会	学務情報システムの保護・管理、運用及び改善に関する事項

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00001626.html

資料 2-1-2-2 高度教養教育・学生支援機構の組織概要



資料 2-1-②-3 総長特命教授及び教養教育特任教員に係る要項

○国立大学法人東北大学総長特命教授制度に関する要項(抜粋)

(目的)

第2条 総長特命教授制度は、本学を定年により退職した教授のうち優れた教育研究上の業績を有するものを、教授として改めて採用し、総長特命教授として総長が特別に命じた特定の事項を主たる職務として担わせることにより、本学の教員組織の充実及び教育研究の質の向上を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 総長特命教授となることができる者は、本学を定年により退職した教授で、在職中に優れた教育研究上の業績があり、かつ、特定の事項を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有するものとする。

(選考)

第4条 総長は、前条に定める資格を有すると認められる者があるときは、次条に定める選考委員会の申出に基づ

き、総長特命教授の選考を行う。

○国立大学法人東北大学教養教育特任教員制度に関する要項(抜粋)

(目的)

第2条 教養教育特任教員制度は、優れた教育上の業績を有する本学の教員を教養教育特任教員として教養教育院 に兼務させ、全学教育科目を担当させるとともに、全学教育科目に係る授業科目の開発及び改善に関する業務を担 当させることにより、本学の教養教育の実施体制の強化及び質の向上を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 教養教育特任教員となることができる者は、本学の専任の教授、准教授又は講師のうち、優れた教育上の業績があり、かつ、教養教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものとする。

別添資料 2-1-2-1 平成 25 年度全学教育科目部局別担当コマ数

別添資料 2-1-2-2 全学教育改善状況

別添資料 2-1-2-3 東北大学全学教育に関する PDCA サイクル

【分析結果とその根拠理由】

理事又は副学長を委員長とし、各学部・研究科等における教育の実質的責任者である教務委員長を構成員とする学務審議会が全学教育の実施及び改善検討について責任を負う体制となっている。特に、毎年の科目編成を PDCA サイクルにより実施しており、学生や授業担当教員、各学部の意見・要望等を踏まえて課題を摘出し、改善策を授業科目編成や時間割編成に反映させている。学務審議会が自己点検・改善に基づく授業科目編成を行い、全学教育を大学全体で実施するための体制として有効に機能している。

また、本学の全学的教育・学習マネジメントの構築と高度教養教育の推進を目的として設置した高度教養教育・学生支援機構による支援体制についても、カリキュラム開発や教員研修をはじめとする多面的な参画がなされ、有効に機能している。

したがって、教養教育の体制が適切に整備され、機能しているものと判断する。

観点2-1-③: 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、 その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなってい るか。

【観点に係る状況】

東北大学大学院は、文学、教育学、法学、経済学、理学、医学系、歯学、薬学、工学及び農学の10研究科に加え、国際文化、情報科学、生命科学、環境科学及び医工学の5独立研究科及び教育情報学教育部・研究部を擁し、さらに法科、公共政策、会計の3つの専門職大学院を有している。各研究科等はその教育目的を実現するために必要な専攻を設置している(大学現況票「教育研究組織等」参照)。

【分析結果とその根拠理由】

東北大学の教育目標・教育理念は、「指導的人材の養成」であり、大学院教育においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能

力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的としている。

本学は人文科学、社会科学から自然科学にわたる幅広い分野と、それらの融合領域における教育研究を展開する研究科・教育部及び専攻の構成を有し、各研究科等の掲げる教育研究目標はいずれも本学の基本理念に対応しており、全学が一体となって本学の大学院における教育研究の目的を達成する、適切な構成となっていると判断する。

観点 2-1-4: 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

観点2-1-⑤: 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

東北大学は、10の学部、16の研究科等、6つの附置研究所、病院、附属図書館、学内共同教育研究施設等をはじめとする60の組織を有しており、各々の組織が協力・連携を図りながら、教育・研究活動を展開している (資料2-1-⑤-1、別添資料2-1-5-1)。

平成26年4月には、全学的教育・学習マネジメントを構築し、高度教養教育を推進するため、高等教育開発推進センター、国際交流センター、教養教育院等を改組して、「高度教養教育・学生支援機構」を設置した。同機構においては、高等教育政策等の研究、教育カリキュラムの調査・研究・提案、教育改善のための教員研修の企画・実施と、全学教育(教養教育)の調査・設計・調整、実施環境の整備、カリキュラム開発と実施上の提案をとおして、本学の教育内容及び教育方法の高度化を推進している(資料2-1-⑤-2)。国際高等研究教育院においては、本学のトップレベルの研究者による分野や組織の壁を越えた「融合領域合同講義」等の多くの講義と研究経費等の支給を通して、世界的な若手研究者トップランナーを養成する高度な大学院教育を実践している(資料2-1-⑤-3)。

また、別添資料 2-1-5-1 に示すとおり、学部・研究科等と附属図書館を除く 43 の組織のうち、21 の組織が大学院の研究指導に携わり、最新の研究成果を大学院教育に還元している。

なお、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属施設は、下表のとおり設置している(資料2-1-(5)-4)。

資料 2-1-⑤-1 国立大学法人東北大学組織一覧

http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0502/

資料 2-1-⑤-2 高度教養教育・学生支援機構 HP http://www.ihe.tohoku.ac.jp/

資料 2-1-5-3 国際高等研究教育院 HP http://www.iiare.tohoku.ac.jp/education/index.html

	学部又は学科	附属施設	本学の設置状況
医学	学又は歯学に関する学部	附属病院	東北大学病院
			http://www.hosp.tohoku.ac.jp/
農学	学に関する学部	農場	農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター

http://www.agri.tohoku.ac.jp/kawatabi/

http://www.pharm.tohoku.ac.jp/~yakusoen/

薬学研究科附属薬用植物園

資料 2-1-(5)-4 大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属施設

薬用植物園(薬草園)

別添資料 2-1-5-1 研究所、センター等の組織と大学院指導状況

【分析結果とその根拠理由】

薬学に関する学部又は学科

本学においては、学部・研究科のほか、附置研究所をはじめとする多くの組織が有機的な連携を図りながら教育研究を推進している。特に大学院教育に関しては、7つの共同利用・共同研究拠点を含む附置研究所や研究センター等の大多数の教員が大学院学生の研究指導を行い、また、国際高等研究教育院における若手研究者トップランナーの養成など、大学院教育の目標である「世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる想像力豊かな研究者の養成」を実現できる組織となっている。

観点2-2-①: 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。 また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、 必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

全ての学部・研究科等が、「東北大学教授会通則」(資料 2-2-①-1)に基づいて教授会を設置し、学部教育については学部教授会、大学院教育については研究科教授会または研究科委員会において、学生の入学・卒業/修了や教育課程の編成、厚生補導等に関する重要事項について審議している。また、複数の部局においては、必要に応じて学科長会議、専攻長会議、運営会議等を設置し、重要事項に関する連絡調整等を行っている(別添資料 2-2-1-1)。全学の教育研究に係る重要事項については、教育研究評議会において審議している(資料 2-2-①-2、別添資料 2-2-1-2)。

また、すべての学部・研究科等において教務に関する事項を所掌する委員会(以下、「教務委員会等」と記す。)を設置し、教育課程や教育方法等に関する検討を行うとともに(別添資料2-2-1-3)、全学委員会である学務審議会において全学教育科目(教養教育)や学部専門教育、大学院教育等に関する重要事項について審議している(資料2-2-①-3、別添資料2-2-1-4)。

資料 2-2-(1)-1 東北大学教授会通則

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00000020.html

資料 2-2-(1)-2 国立大学法人東北大学教育研究評議会規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00000345.html

東北大学 基準2

資料 2-2-①-3 東北大学学務審議会規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00001626.html

別添資料 2-2-1-1 教授会審議事項等

別添資料 2-2-1-2 教育研究評議会審議事項等

別添資料 2-2-1-3 教務委員会等設置状況

別添資料 2-2-1-4 学務審議会審議事項等

【分析結果とその根拠理由】

全ての学部・研究科等において教授会等が定期的に開催されており、教育研究に係る重要事項を審議している。また、学部・研究科等に設置された教務委員会等は、全学組織である学務審議会と連携を図りつつ教育課程や教育方法等に関する検討を行っており、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていると判断される。

(2)優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教養教育の計画・実施を担当する審議機関として学務審議会が設置され、理事または副学長が務める委員長を中心として教育の検証と改善が継続的に行われている。検証・改善の具体化として「全学教育改革検討委員会報告」に基づき定期的なカリキュラムの点検、改善が実施されている。加えて、毎年の全学教育科目編成はPDCAサイクルにより実施しており、学生や授業担当教員、各学部の意見・要望等を踏まえて課題を摘出し、改善策を授業科目編成や時間割編成に反映させている。さらに高度教養教育・学生支援機構がカリキュラム開発や教員研修等、多岐にわたって補助・支援している。これらのことから、本学の教養教育実施体制は有効に機能しており、優れた教養教育を実施している。
- ・高度教養教育・学生支援機構、国際高等研究教育院など、教育の高度化、世界的な指導的人材の育成という 大学の理念に資する高い水準の附属施設を備えている。しかも、これらの附属機関において大学院の研究指 導が実施され、学際的に研究と教育の架橋が行われている。

【改善を要する点】

該当なし